

○藤枝市都市公園条例施行規則

昭和41年3月14日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市都市公園条例（昭和40年藤枝市条例第32号。以下「条例」という。）第22条の規定により、条例の施行について必要な事項を定める。

(行為の許可申請)

第2条 条例第4条第2項の規定により、公園内における同条第1項に掲げる行為、条例第5条の3第2項の規定により、公園内における同条第1項の使用について、市長の許可を受けようとする者は、公園行為許可申請書（第1号様式）、有料公園施設使用許可申請書（第1号の2様式又は第1号の3様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総合運動公園陸上競技場及びグラウンドゴルフ場を個人で使用しようとするときは、有料公園施設使用許可申請書（第1号の3様式）の提出を省略することができる。

3 第1項の申請書の受付は、行為又は使用しようとする日の属する月前6か月から行うものとする。ただし、市長が特に受付日を定めたときは、この限りではない。

(公園施設の設置等の許可申請)

第3条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項及び第6条第1項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用について、市長の許可を受けようとする者は、公園内施設設置許可申請書（第2号様式）、公園施設管理許可申請書（第3号様式）若しくは公園占用許可申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の30日前までに提出しなければならない。

(許可事項の変更申請)

第4条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項又は条例第4条第1項若しくは条例第5条の3第1項の規定により許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、許可事項変更申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付等)

第5条 第2条、第3条又は前条の規定により申請書の提出があった場合において、

市長が支障がないと認めたときは、その者に許可書（第 6 号様式）を交付する。

2 第 2 条第 2 項の規定により、有料公園施設使用許可申請書の提出を省略した者には、個人使用券（第 6 号の 2 様式）を交付する。また、付随して附帯設備及び器具を利用する場合は、附帯設備及び器具利用券（第 6 号の 3 様式）を交付する。

（行為の禁止）

第 6 条 条例第 3 条第 8 号に規定する行為の禁止は、次のとおりとする。

- （1） 風紀をみだし、又はみだすおそれがある行為
- （2） 他人に迷惑又は危害をおよぼすおそれがある行為
- （3） 鳥獣類に危害を加える行為
- （4） その他市長において適当でないと認められる行為

（使用料の減免）

第 7 条 条例第 1 4 条の規定による使用料の減免は、次のとおりとする。

区分	免除又は減額の率
市又は教育委員会が主催で使用する時	免除
市若しくは教育委員会が共催で使用する時又はNPO法人藤枝市スポーツ協会が主催で藤枝市民等を対象として使用する時	50%
市内に住所を有する者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条に規定する障害者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児並びにこれらの者と同数の介助者が使用する時	免除
市内の社会福祉関係団体等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害者及び障害児の社会参加を支援することを目的に、事業を実施する時	免除
市長が認めたプロスポーツチームが施設を使用する時	50%。ただし、その他の使用料は除く。
その他特に市長が必要と認めた時	免除又は50%以内

（使用料の減免申請）

第 8 条 前条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

(行為許可の取消願)

第9条 公園行為の許可を受けた者が、公園行為の許可の取消しを願い出ようとするときは、藤枝市都市公園行為許可取消願（第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第15条ただし書の規定による既納の使用料の還付の額については、次のとおりとする。

- (1) 条例第15条第1号に該当するとき 全額
 - (2) 条例第15条第2号に該当するとき 全額又は一部
 - (3) 条例第15条第3号に該当するとき 全額又は一部
- (保管した工作物等の公示場所等)

第11条 条例第18条の3第1項第1号の規則で定める場所は、工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）が放置されていた都市公園内の公衆の見やすい場所とする。

2 条例第18条の3第1項第2号の規則で定める方法は、新聞紙への掲載とする。

3 条例第18条の3第2項の規則で定める保管工作物等一覧簿の様式は、第9号様式とする。

4 条例第18条の3第2項の規則で定める場所は、都市公園の管理を主管とする課とする。

第12条 条例第18条の6第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札執行の場所及び日時
- (2) その他市長が必要があると認める事項

第13条 条例第18条の7の規則で定める受領書の様式は、第10号様式とする。
(指定管理者による管理の場合の読替え)

第14条 都市公園の管理を指定管理者が行う場合にあっては、次の表左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。この場合において、第7条の表その他特に市長が必要と認めたときの項の規定は適用しない。

第2条及び第8条	市長	指定管理者
第4条	法第5条第1項若しくは法第	法第5条第1項又は法第6条

	6条第1項又は条例第4条第1項若しくは条例第5条の3第1項の規定により許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、許可事項変更申請書（第5号様式）を市長に	第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとするときは許可事項変更申請書（第5号様式）を市長に、条例第4条第1項又は条例第5条の3第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとするときは許可事項変更申請書（第5号様式）を指定管理者に
第5条	第2条、第3条又は前条の規定により申請書の提出があった場合において、市長が	第2条の申請書又は前条の申請書（条例第4条第3項及び条例第5条の3第3項の規定により提出される申請書に限る。）の提出があった場合にあっては指定管理者が、第3条の申請書又は前条の申請書（条例第4条第3項及び条例第5条の3第3項の規定により提出される申請書を除く。）の提出があった場合にあっては市長が、
第7条及び第8条	使用料	利用料金

2 前項の規定により第7条の規定を読み替えて適用する場合において、指定管理者が都市公園の効用を高める提案として市長に承認を得たときには、読替え後の同条の規定にかかわらず、所定の利用料金に市長が承認した割合を乗じて得た額を利用料金から減額することができる。

3 指定管理者は、前項の承認を得たとき、その内容と割合を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（岡部町の編入に伴う経過措置）

2 岡部町の編入の日の前日までに、岡部町都市公園条例施行規則（平成7年岡部町規則第8号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（昭和59年12月24日規則第27号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月29日規則第24号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月28日規則第14号）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 従前の規定により調製した用紙等については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成5年3月30日規則第23号）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に作成されている用紙は、第1条から第15条までの改正規定による改正後の第1条から第15条までに掲げる規則の規定にかかわらず、当分の間調整して使用することができる。

附 則（平成13年12月25日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤枝市都市公園条例施行規則第7条の規定にかかわらず、平成14年4月1日前に使用料の減免を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日規則第21号）

この規則中第3条及び第4条の改正規定、第8条の次に3条を加える改正規定、第2号様式及び第3号様式の改正規定及び第7号様式の次に2様式を加える改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日規則第83号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日規則第 41 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 29 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の各規則の減免対象の追加規定については、平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。この場合において、適用日以後に使用、利用等をする場合の事前申込みがあった場合についても、減免対象の追加規定を適用するものとする。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 25 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 21 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係るもので施行日以前に提出された藤枝市都市公園条例施行規則第 8 条の規定による減免申請書のうち、NP0法人藤枝市体育協会より提出された減免申請書は、NP0法人藤枝市スポーツ協会より提出されたものとみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 9 日規則第 14 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。ただし、この規則による改正後の第 6 号様式（その 1）の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の藤枝市都市公園条例施行規則様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和 4 年 1 月 28 日規則第 5 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和４年２月１日から施行する。ただし、第１号の３様式の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の藤枝市都市公園条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和４年１２月１５日規則第４６号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和８年１月１５日規則第１１号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の各規則の規定については、令和８年４月１日（以下この項において「適用日」という。）以降の使用又は利用の申込みから適用する。この場合において、適用日前に使用又は利用の申込みがあった場合については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

公園行為許可申請書	
※受付第 号	
年 月 日	
様	
申請者 住 所	
職 業	
(団体名)	
氏 名	
電話番号(ー)	
藤枝市都市公園条例第4条第2項の規定により、次のとおり公園内の行為の許可を受けた いので申請します。	
記	
公園の名称	
行為の目的	
行為の位置	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日 時 分から 日間 年 月 日 時 分まで
行為の使用面積	平方メートル
その他の 必要事項	

※印のところは記入しないでください。

第1号の2様式(第2条関係)

有料公園施設使用許可申請書

※受付第 号
年 月 日

様

申請者 住 所
職 業
(団体名)
氏 名
電話番号(ー)

藤枝市都市公園条例第5条の3の規定により、次のとおり有料公園施設の使用許可を受けたいので申請します。

記

使 用 す る 有料公園施設名			
使 用 の 目 的			
使 用 団 体 名	利用者数	人	
使 用 責 任 者	住 所 氏 名 電 話		
使 用 区 分	使用年月日	年 月 日()	
	使用時間	時 分から 時 分まで	
	放送施設	使 用 ・ 不 使 用	
入 場 料 徴 収 の 有 無	有 ・ 無	円	
その他必要事項			

※印のところは記入しないでください。

第1号の3様式(第2条関係)

有 料 公 園 施 設 使 用 許 可 申 請 書										
年 月 日										
様										
申請者 住 所 団 体 名 氏 名 電話番号(—)										
藤枝市都市公園条例第5条の3の規定により、次のとおり有料公園施設の使用許可を受けたいので申請します。 (該当事項を○で囲む)										
施 設 の 名 称					利 用 目 的					
利 用 日 時		年 月 日 時 分			年 月 日 時 分		分 時 分 まで			
利用者の区分及び人数		ブ	ロ	一	大	高	中	小	幼	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
利用する附帯設備及び器具		照明設備(全灯・3/4・1/2) 表示盤・大型映像装置・会議室 放送設備・附帯設備				入場料等徴収		予 定 入 場 者 人 数		
						有	無	人		
使用料金還付方		当許可書・領収書・認印・銀行口座通帳持参のうえ手続きします。								

この線から下は記入しないこと。

区 分	数	量	単	価	金	額
サ ッ カ ー 場						
会 議 室						
野 球 場						
陸 上 競 技 場						
照 明 設 備						
電 光 表 示 盤						
大 型 映 像 装 置						
放 送 設 備						
附 帯 設 備						
合 計						

(注) 指定管理者に提出する場合には、この様式中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第2号様式(第3条関係)

公園内施設設置許可申請書		
年 月 日		
様		
申請者 住 所		
(所在地)		
職 業		
氏 名 ㊟		
(名称及び代表者氏名)		
都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設の設置の許可を受けたいので申請します。		
記		
設置しようとする公園施設	名 称	
	場 所	
設 置 の 目 的		
設 置 の 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで	
使 用 面 積	平方メートル	
公園施設の構造及び規模		
管 理 の 方 法		
工 事 実 施 の 方 法		
工事の着手及び完了の時期	年 月 日 着 手 年 月 日 完 了	
原 状 回 復 の 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

注 設計書、仕様書及び図面等を添付すること。

第3号様式(第3条関係)

公園施設管理許可申請書		
年 月 日		
様		
申請者 住 所		
(所在地)		
職 業		
氏 名 ㊟		
(名称及び代表者氏名)		
都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設の管理の許可を受けたいので申請します。		
記		
設置しようとする公園施設	名 称	
	場 所	
管 理 の 目 的		
管 理 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間
管 理 の 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

第4号様式(第3条関係)

公園占用許可申請書	
年 月 日	
様	
申請者 住 所 (所在地) 職 業 氏 名 (名称及び代表者氏名)	
都市公園法第6条第1項の規定により、次のとおり公園占用の許可を受けたいので申請します。	
記	
占用する公園の名称	
設置する工作物その他の 物件又は施設の構造	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日 まで
占用の場所及び面積	平方メートル
占用物件の管理の方法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日 着手 年 月 日 完了
原 状 回 復 の 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	

注 設計書、仕様書及び図面を添付すること。

第5号様式(第4条関係)

許 可 事 項 変 更 申 請 書	
年 月 日	
様	
申請者 住 所	
(所在地)	
職 業	
氏 名 ㊟	
(名称及び代表者氏名)	
年 月 日 第 号による許可事項を次のとおり変更したいので 申請します。	
記	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
その他必要な事項	

第 6 号様式（その 1）（第 5 条関係）

年 月 日

公園行為許可書

使用者名

代表者

住所

許可者

下記のとおり公園行為を許可します。

公園の名称		
許可の事項		
使用料金		
許可の期間		
許可の場所		
許可の面積		
原状回復の方法		
その他必要事項		
許可の条件		
	減免額	
	請求額	

第 6 号様式(その 2) (第 5 条関係)

予約番号： / 受付番号：

年 月 日

有料公園施設使用許可書

使用者名

代表者

住所

藤枝市長

有料公園施設の使用については、次のとおり許可します。

使用する 有料公園施設名			
使用の目的			
使用団体名			
使用責任者	氏名		
	電話		
使用区分	使用年月日	年 月 日 ()	
	使用時間	時 分から 時 分まで	
	使用施設		
入場料徴収の有無		有 ・ 無	円
その他必要事項			
許可条件			
使用料		円	

第 6 号様式（その 3）（第 5 条関係）

年 月 日

許可書

使用者名

代表者

住所

許可者

下記のとおり使用を許可します。

使用目的		人数		催事名	
料金区分、減免等					
N O	使用施設			使用日時	減免前料金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					
1 1					
1 2					
1 3					
1 4					
1 5					
料金	円	減免額	円	請求額	円
				納付 済額	円
					未納額
					円

個人使用券

NO.		NO.	
当 日 券		当 日 券	
¥		¥	
利用区分	午前・午後	利用区分	午前・午後
藤枝総合運動公園		藤枝総合運動公園	

NO.	藤枝総合運動公園グラウンドゴルフ場回数券 12枚つづり使用券 一般・生徒・児童	円
使用上の注意		
1 この使用券1枚で、1人半日使用できます。		
2 満員の場合は、使用できません。		
3 この券は、払い戻しはいたしません。		
4 この券の汚損、紛失等によって生ずる損害に対し、補償はいたしません。		
藤 枝 総 合 運 動 公 園		

NO.	藤枝総合運動公園グラウンドゴルフ場回数券	
利用区分		
利用時間	午前8時から正午まで又は午後1時から午後5時まで	
藤 枝 総 合 運 動 公 園		

第6号の3様式(第5条関係)

附帯設備及び器具利用券

				No. _____	
附帯設備 器具利用券					
料金	円	区 分	数 量	単 価	金 額
				円	円
		計			

年 月 日

藤枝総合運動公園

No. _____

附帯設備
器具利用券

料金 円

年 月 日

藤枝総合運動公園

第7号様式(第8条関係)

使用料減免申請書 年 月 日 様 申請者 住所 (所在地) 職業 氏 名 印 (名称及び代表者氏名) 次のとおり、使用料を減免して下さるよう申請します。 記	
公園の名称	
使用年月日	
使用の目的	
減免を受けようとする理由	
その他必要な事項	
障害者等の来場見込数	

(注) 指定管理者に提出する場合には、この様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第 8 号様式(第 9 条関係)

藤枝市都市公園行為許可取消願			
年 月 日			
(あて先)			
申請者 団体名			
住 所			
氏 名			
電話番号			
次のとおり公園行為許可の取消しを願います。			
使 用 日 時	年 月 日 前 午 後	時から	
	年 月 日 前 午 後	時まで	
使 用 目 的			
使 用 施 設		付 帯 設 備	
使用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
取消しを願う理由			
還 付 金 振 込 金 融 機 関 名 及 び 口 座 番 号	銀 行 信用金庫 店 農 協	口 座 番 号	
		口 座 名 義	

※口座名義の氏名は、使用許可を受けた者の氏名と同じであること。

第9号様式(第11条関係)

保管工作物等一覽簿

[illegible]

第10号様式(第13条関係)

年 月 日

様

住 所
(所在地)
返還を受けた者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電話番号又は連絡先

受 領 書

下記のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

記

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整 理 番 号	
	名称又は種類	
	形 状	
	数 量	
返還を受けた金額		

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 1 号の 2 様式（第 2 条関係）

第 1 号の 3 様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 3 条関係）

第 5 号様式（第 4 条関係）

第 6 号様式（その 1）（第 5 条関係）

第 6 号様式（その 2）（第 5 条関係）

第 6 号様式（その 3）（第 5 条関係）

第 6 号の 2 様式（第 5 条関係）

第 6 号の 3 様式（第 5 条関係）

第 7 号様式（第 8 条関係）

第 8 号様式（第 9 条関係）

第 9 号様式（第 1 1 条関係）

第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）